

(請求人様)

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 4年10月26日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、アルミ缶の回収不完全により、市の売却額が減少しているのは、ごみ収集作業実施要綱違反であると主張して、減少分の返還を求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというのではなく、特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。しかし、本請求において、請求人は、アルミ缶の回収不完全により、市の売却額が減少していると主張している

が、請求人の主張は、財務会計行為等を具体的に特定していない。

また、請求人は、アルミ缶の回収不完全により、市の売却額が減少しているのは、ごみ収集作業実施要綱違反であると主張しているが、要綱違反であることについて、具体的な根拠を示していないことから、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)